

令和5年8月吉日

お客様 各位

株式会社ファースト管理サービス
代表取締役 但野 博行

適格請求書発行事業者登録番号（インボイス番号）のお知らせ

拝啓 平素より、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請し、登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をお知らせいたします。

経理業務等にお役立ていただければ幸いです。

今後とも、末永くお付き合いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 弊社登録番号（13桁）

T3013301021487

2. 確認用ホームページ

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>



以上